

第三〇〇〇四一三三三号

認定証

東京都港区南青山一丁目一番一号

新青山ビル東館一六階

三菱地所パークス株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第二条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和三年四月一四日から

令和八年四月一三日まで

東京都公安委員会

